

平成30年度 本部研修会

平成30年4月11日(水) 受講者:150名
徳島グランヴィリオホテル



研修委員長 張 裕信 (有清福不動産)

平成30年4月11日(水)午後1時30分より徳島グランヴィリオホテルにおいて本部研修会を三部構成にて開催しました。長時間に亘る研修会でしたが、多くの会員の皆様に参加していただきました。

我々不動産業者が媒介契約締結時において、依頼者に対し不動産価格について意見を述べる際、その根拠を明示することが宅建業法で義務付けられています。査定業務で価格の根拠を合理的に算出する方法を示した「価格査定マニュアル（戸建住宅版）」の紹介を第一部研修として、(株)ジオラボラトリー 代表取締役 上村要司様より説明をしていただきました。

また第二部研修では、さくら税理士法人 副所長 大寺健司様より「平成30年度税制改正大綱」の主要な改正点のうち、我々不動産業者はもとより、私達個人に対しても影響を与えるものについて詳しく説明をしていただきました。

最後の第三部研修では、本年4月1日より宅建業法が改正施行され「媒介契約時における建物状況調査のあっせんの有無（建物状況調査の実施主体・対象部位等の説明及び建物状況調査を実施する者のあっせん）」・「重要事項説明の項目の追加（建物状況調査の結果の概要及び建物建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況・建物の耐震診断に関する事項）」・「37条書面における記載事項の追加（建物の構造耐力上主要な部分等の状況について、当事者双方が確認した事項の記載）」が業務上義務化されましたが、その内「インスペクションの説明の義務化」について、(公社)徳島県建築士会 常任理事 喜多順三様より建物状況調査の調査結果の具体例（調査報告書の説明及び重要事項説明用調査結果の概要書の記載例等）を示し実務上の注意点を説明していただきました。



第一部講師 上村要司氏



第二部講師 大寺健司氏



第三部講師 喜多順三氏

